

市長所信所信表明(平成22年9月)

本日、平成22年9月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨み、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に取り組む所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

先般、今後のおおむね2年から3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにする政府の「地域主権戦略大綱」が閣議決定されたところでございます。

地域主権改革は「地域住民が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組めるようにする改革」であり、大綱では、「明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する改革」と意義付け、国と地方公共団体の関係を上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換することや、住民主体の発想に基づき改革を推進するとの強い決意が明確に示されております。

国のあり方を根本から変える改革は、前途多難とはいえ、大綱で示されたことが、確実に具体化されることを大いに期待するとともに、政府においては、地方から直接意見を聴き、地方税財源の充実確保や一括交付金化、義務付け・枠付けの見直しなどの地域主権改革を最重要課題として、強力に推進することを求めるものでございます。

さて、一昨年(2010年)の1月に市民の皆様方から市政2期目の負託を受け“健康で快適に暮らせるまちづくり”など6つの項目に基づき市政運営を行ってまいりました。

早いもので、本年10月で2年が経過しようとしており、2期目前半の市政運営について振り返ってみますと、時代の要請に対応して市役所組織を整えつつ、子育て支援の拠点として川島庁舎3階に「子育て支援センター」を開設するとともに、母体と胎児の健康を守る妊婦健康診査の公費負担を14回までに拡充、さらには安心して子どもを産み育てることができる社会づくりを進めるため、乳幼児等医療費助成対象範囲を小学校卒業まで拡大いたしました。また、川島中学校体育館をはじめ山川中学校校舎の整備、義務教育施設を中心とした公共施設の耐震化を推進したほか、徳島中央広域連合本部・東消防庁舎、給食センターの整備、市役所庁舎の統合にも取り組んでいるところであり、厳しい財政状況の中においても、懸案となっていた多くの課題に道筋をつけることができたものと考えております。改めて、議員各位をはじめ市民の皆様方の温かな御支援、御協力に対し心から感謝申し上げます。

しかしながら、幼保連携モデル機能の実現や市民サービスの向上を目指す行財政改革については、なお一層の取り組みが必要であると考えており、経済情勢の先行きが不透明な中ではありますが、今後も、徹底した「選択」と「集中」を行いながら、吉野川市の将来

を見据えて、職員一丸となって着実に歩を進めてまいります。さらに、市民の皆様方の声に耳を傾け、開かれた市政を推進するとともに、国・県が打ち出す対策に時機を失することなく実行に移すなど、喫緊の課題に的確に対応してまいり所存でございますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、最近の市政の動きについて申し上げます。

まず、「市役所庁舎の統合」についてであります。

本市では、平成の大合併にあっていわゆる「分庁方式」を採用しております。分庁方式の非効率性などが指摘される中、平成21年6月に設置されました市議会の「庁舎統合特別委員会」において6回にわたり御熱心に御審議を頂き、効率的な行財政運営の実現、維持管理コストの削減などの観点から庁舎統合が必要との方向性が示され、現市役所東側の県有地等に増築棟を整備するとの結論を頂いたところでございます。

これらの御議論を踏まえ、本年4月から、増築棟の平面設計協議を進めると同時に、増築棟は「だれにもやさしい市民のための庁舎」、「防災のシンボルとなる安心・安全の庁舎」、「地球環境にやさしい次世代型エコ庁舎」、「ライフサイクルコストに配慮した経済的な庁舎」を柱した設計コンセプトのもと基本・実施設計を行っているところであり、設計終了後、合併特例債の発行期限などを踏まえ、来年度には本体工事に着手、平成24年度末の庁舎統合を目指してまいります。

増築棟建設の前提となる建設予定地の取得につきましては、先般、市議会を代表して議長及び副議長並びに庁舎統合特別委員会委員長及び副委員長により県有地取得に向けた要望活動に御尽力を頂いたところであり、議員各位には、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「市行財政改革」についてであります。

平成17年度から平成21年度まで5か年間取り組んでまいりました第1次行財政改革は、これまでの実績を取りまとめ、先般、「行財政改革懇話会」で御報告をさせていただいたところでございます。

第1次実施計画の全76項目のうち「計画的な指定管理者制度の導入」や「定員適正化計画の策定」など58項目で目標を達成し、目標達成率は76.3%となっており、第1次の行財政改革における財政効果額は、人件費や普通建設事業などの歳出削減と、市税・公共料金の歳入増等を合わせ、約32億7,000万円となっております。

この効果額につきましては、平成17年度以降の一部事務組合等への負担金、扶助費等の社会保障関係経費、市債の償還金である公債費の増加による歳出増加など喫緊の財政需要に充てたほか、今後の安定的な財政運営を図るため財政調整基金に積み立てることといたしました。

なお、目標未達成の18項目につきましては、基本的には第2次の実施計画に盛り込み、引き続き、目標達成に向けて努力してまいります。

行財政改革の目指すところは、経費の削減や人員の削減のためではなく、市民ニーズを的確に捕らえ、新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応し時代に即した行政を推進するための手段であることから、今後とも積極的に行財政改革を推進してまいり所存であります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「次代を担う子どもたちの育成」についてであります。

本市は、現給食センターの老朽化に対応するとともに、「安全・安心でおいしい給食」を提供すべく、平成24年4月の運用開始を目指して新給食センターの整備を進めております。

新給食センターは、将来、幼稚園に対する給食も想定し、鉄骨造り2階建て、延べ床面積約2,300平方メートル、1日約4,000食の調理能力を持つ施設を建設、総事業費は約15億7,000万円を予定しております。

建設予定地につきましては、既に御案内のとおりJA麻植郡川島支所敷地の一部を譲り受けることとし、去る8月4日に用地の取得契約を締結したところであり、速やかに工事に着手すべく、今定例会に工事関連予算を提案いたしているところであります。

2点目は、「安全、安心なまちづくり」についてであります。

まず、「子宮頸（けい）がんワクチンの予防接種の推進」についてであります。

子宮頸（けい）がんは、ワクチンにより「予防できる唯一のがん」と言われているものの、近年、子宮頸（けい）がん発症が20代後半から30代を中心に急増しており、全国で毎年約8,000人が新たに患者と診断され、約2,500人が死亡するとされております。

日本では平成21年10月にワクチンが承認されましたが、接種費用が高額なため公的助成の要望が強く、全国市長会等においても、国に対して助成制度の創設を強く要望しているところあります。

本市では、「助かる命を一つでも救いたい」との思いから、国に先駆けて経済力にかかわらずワクチン接種が受けられるよう、本年10月1日から中学3年生の女子を対象に接種費用の全額を助成することといたしました。

子宮頸（けい）がんの予防効果に対する安心感はもちろんのこと、治療費や労働喪失などマイナス面を十分補うことができるものと考えており、接種率の向上と健康意識の醸成などについて啓発を推進してまいります。

次に、「吉野川市総合防災訓練」についてであります。

大規模地震の発生や山林火災の発生に備え、初動体制の確保や防災技術の向上、防災意

識の高揚を図るため、来る11月28日に、山川町の総合スポーツ運動場を主会場に「吉野川市総合防災訓練」を実施いたします。

訓練は、大規模地震により本市においても倒壊家屋に多くの市民が取り残され、また山間部において火災が発生、大規模山林火災の様相を呈しているとの想定のもと、防災関係機関と自主防災組織などの御協力を頂き、消火訓練や負傷者の救出、手当、炊き出し訓練、高越山中ノ郷周辺では消防ポンプ車による送水中継訓練を実施する予定としております。

大規模な災害発生時に、被害の軽減に大きな役割を果たすのが、助け合いや組織的な人命救助、初期消火など、地域住民の自主的な防災活動であり、市では、災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備ができるよう、定期的に防災訓練を行いながら、防災意識の高揚と防災体制の充実を図ってまいります。

次に、「火災警報器の設置」についてであります。

住宅火災で死亡した主な原因は、「逃げ遅れ」によるものであり、消防法等の改正により、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年6月1日から火災警報器の設置が義務付けられたことから、本市においては、既存住宅について平成21年4月から「非課税の一人暮らしの高齢者世帯等」を対象に、火災警報器の購入費助成を行ってまいりました。

しかしながら、設置率が非常に低い状態が続いており、また、平成23年5月31日に既存住宅に対する経過措置期間が終了することなどを踏まえ、火災警報器の購入費助成から現物給付の方法に改めるとともに、防災警報機の設置についても緊急雇用事業を活用し、市が行うことといたしました。

また、これまでの対象者に加え非課税の高齢者夫婦2人世帯にも給付の対象範囲を拡大することとしており、さらなる設置率の向上に努めてまいります。

3点目は、「地域の活性化」についてであります。

まず、「過疎地域自立促進計画」についてであります。

本市では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成17年に「過疎地域自立促進計画」を策定し、美郷地区の活性化に努めてまいりました。

このたび、計画の期間が満了したこと、過疎地域自立促進特別措置法が平成28年3月31日まで6年間延長されたことに伴い、新たに平成22年度から6年間を計画期間とする「吉野川市美郷区域過疎地域自立促進計画」を策定することといたしました。

特に、今回の法改正では、過疎対策事業債、いわゆる過疎債の適応事業が従来のインフラ整備に加えて、住民の日常的な交通手段の確保や集落の維持・活性化などのソフト事業にも拡大されたことから、美郷地区の地域性や独自性を生かした観光をはじめとする産業振興事業などを計画に盛り込み、国からの財政的な支援を受けながら自立促進、住民福祉の向上、地域格差の是正などに努めてまいります。

次に、「特産品ブランド」についてであります。

昨年、消費者の購買意識の高揚や生産者意欲の向上、消費拡大を目的に、「吉野川市特産品ブランド認証制度」を創設し、特産品ブランドとして43品目の商品が認証されたところでございます。

2年目となる今年は、新たに申請のあった20品目のうち、一昨年「梅酒特区」として認められ製品化に努めていた「梅酒」、日本古来からの伝統の模様である「網代（あじろ）」や、「本藍（あい）染め」を取り入れた工芸品など13品目が特産品として認証されたところであり、市民の皆様はもとより、多くの皆様に御愛顧いただきたいと思いますと考えております。

市では、ブランドとして認証した商品につきましては、今後、各種キャンペーンやインターネットにより販路拡大のためのPRを行うなど、積極的に情報発信するとともに、物産展等にも積極的に出品ができるよう支援することとしており、認証商品を通じて吉野川市のイメージアップや地域産品の流通拡大、地域産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、「農産市整備に対する支援」についてであります。

J A麻植郡では、鴨島町に「ひまわり農産市」を開設し、年間約3億円を売り上げるなど、「農産直売所」は近年の安全・安心で新鮮な地元食材への注目の高まりから、農業振興のみならず、観光面でも大きな効果が期待されているところであります。

このたび、J A麻植郡川島支所において、新たに「農産市」が整備されることとなったため、市としては、「食と農」のブランド力をさらに高め、農業振興、地産地消、交流人口の拡大、さらには地域経済の活性化につながるものと考えており、農産市の整備を支援することとしております。

4点目は、「環境を大切にす美しいまちづくり」についてであります。

吉野川市にふさわしいごみ処理の基本的な方法とごみの減量化及び再資源化については、「吉野川市のごみ処理を考える市民会議」の御提言を受け、これまで“雑がみ”の徹底分別や“生ごみ”の減量化に取り組んでまいりました。

平成20年度からは、これらの取り組みに加え、いつでも資源ごみを出すことができる利便性の高い「資源化ごみモデル集積所」を川島地区、山川地区に設置してきたところであり、本年6月に美郷地区、8月に鴨島地区に設置を終えたところでございます。

「集積所」等の資源化施設の整備は、リサイクルへの関心を高めるとともに、効率的な資源ごみの回収に有用であると考えており、今後の利用状況等に応じて集積所の増設につきましても検討してまいりたいと考えております。

また、本年1月から西環境センターで開始しました古着の個別回収を来年1月から全市で実施の予定としております。

私たちが限りある資源の循環型社会を実現することが、自然環境の保全と地球温暖化の防止につながるものと考えており、本市といたしましても、今できることから、市民一丸となってごみの減量化に取り組んでまいります。

5点目は、「簡素で効率的な行財政基盤の確立」についてであります。

まず、「温泉施設のあり方」についてであります。

本市には旧町村毎（ごと）に温泉施設が整備され、保養、休養の場として広く親しまれ、近年は、長寿社会の到来、心身の癒（い）やしが求められる時代に一定の役割を果たしてきたものと考えております。

しかしながら、社会経済環境が大きく変化した今、温泉事業の経営そのものについて、その位置づけ、必要性について改めて市域全体の中で、あるいは中長期的な視点に立って整理していく必要があると考え、「温泉施設あり方検討委員会」を設置し、御協議をお願いしているところでございます。

これまで4回開催された検討委員会においては、現状を踏まえた上で、なおかつ社会的な要請があるのか、民間に売却してはどうか、運営を公共が担うべき意義があるのかなど、様々な観点から御協議を頂いているところであり、本年末にも出される委員会の結論を踏まえ、市としても速やかに市有温泉施設のあり方について方向性を示し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「上下水道料金の一体徴収」についてであります。

市民サービスの向上をはじめ行政運営の効率化、上下水道使用料の徴収コスト削減を目的に、平成23年度から上下水道料金の一体徴収を行うこととし、鋭意、作業を進めております。

一体徴収により、使用料に関する窓口が一本化され、各種届出、問い合わせ等について利便性の向上が期待できるほか、使用料の納付を一回で済ませることが可能となり、金融機関への納付手数料等、経費の削減などを図ることができるものと考えております。

今後は、徴収業務自体の民間委託についても検討することとしており、さらなる業務の効率化を図りたいと考えているところであります。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「平成21年度吉野川市財政の健全化判断比率」などに関する報告が3件、「平成21年度吉野川市一般会計」などの歳入歳出決算認定に関する案件が11件、「条例の一部改正」に関する案件が3件、「平成22年度吉野川市一般会計」などの補正予算に関する案件が8件、「人事」案件が6件、「工事請負契約」に関する案件、「過疎地域自立促進計画」に関する案件がそれぞれ1件の、計33件でございます。

まず、「平成22年度吉野川市一般会計補正予算（第1号）」でございますが、主なものは、給食センター整備事業のほか、子宮頸（けい）がんワクチン接種助成事業、緊急雇用創出事業などに要する予算などとなっております。予算規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億3,132万円を追加し、補正後の歳入歳出予算をそれぞれ184億7,357万2,000円とするものでございます。

特別会計予算では、国民健康保険特別会計で退職被保険者等療養給付費8,050万5,000円、介護保険特別会計で介護給付費準備基金積立金3,502万3,000円などを計上、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計では、人件費などの予算補正を行うこととしております。

次に、予算以外の提出案件の主なものについて御説明申し上げます

報第17号及び報第18号は、平成21年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計の決算に係る資金不足比率について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

議第35号から議第44号までの10議案につきましては、平成21年度の「一般会計」及び「各特別会計」の歳入歳出決算について、「地方自治法」の規定により、また、議第45号は、「平成21年度水道事業会計」の歳入歳出決算について、「地方公営企業法」の規定により、それぞれ監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものでございます。

議第46号は、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるため、「吉野川市美郷ほたる館条例」の一部を改正するものでございます。

議第47号は、「山川テニス場」を整備することに伴い、所要の整備を行うとともに、教育委員会所管のテニス場使用料について、負担の公平性を図るため額の改定を行うこととし、「吉野川市屋外体育施設条例」及び「吉野川市都市公園条例」の一部を改正するものでございます。

議第48号は、重度心身障害者等に対する医療費の助成対象に父子家庭の父及び児童を加え、医療費の一部を助成するため、「吉野川市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例」の一部を改正するものでございます。

議第57号は、公平委員会委員の小松・美智子（こまつ・みちこ）氏が本年11月25日をもって任期満了となることから、同氏を再度選任したいため、「地方公務員法」の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議第58号から議第61号までの4議案は、固定資産評価審査委員会委員の任期が本年11月25日をもって満了となることから、大塚・敏明（おおつか・としあき）氏を新たに選任するとともに、宮本・清（みやもと・きよし）氏、佐藤・榮一（さとう・えいいち）氏、佐野・勝代（さの・かつよ）氏を再度選任したいため、「地方税法」の規定により議会の同意を求めるものでございます。

諮第3号は、本市人権擁護委員の佐野・久子（さの・ひさこ）氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、同氏を再度推薦するため、「人権擁護委員法」の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議第62号は、「都市計画街路事業本郷春日免線橋りょう上部工工事」の請負契約を締結したいため、「地方自治法」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本議案につきましては、来年5月1日の麻名用水通水に支障を来さないよう工期を十分確保したいと考えておりますので、本日、先議を賜りますよう、議員各位には特段の御配慮をお願い申し上げます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、逐次御説明を申し上げてまいりたいと考えておりますので、十分御審議の上、原案どおり御賛同くださいますようお願い申し上げます。